

市議第5号

各務原市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）
第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月25日提出

提出者	各務原市議会議員	塚原 甫
賛成者	〃	小島 博彦
賛成者	〃	黒田 昌弘
賛成者	〃	瀬川 利生
賛成者	〃	池戸 一成

提案理由

市議会だより編集委員会を廃止するため、この規則を定めようとする。

各務原市議会議長 川嶋 一生 様

各務原市議会議規則の一部を改正する規則

各務原市議会議規則(昭和46年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市議会だより編集委員会の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。